

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】
三井住友海上メットライフ生命の変額個人年金保険 TA シリーズ
「Premium Letter(プレミアムレター)」の販売を
7月1日より東北銀行を通じて開始



三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:樋口 幸男)は、変額個人年金保険 TA シリーズ「Premium Letter(プレミアムレター)」の販売を、株式会社東北銀行を通じて、2009年7月1日より開始いたします。

「Premium Letter」の主な特徴

～目標達成型変額個人年金保険(08)～

(1) 最短1年で運用成果を自動確保

- ・ 一時払保険料(基本保険金額)を100%とした場合の運用の目標値を110%、120%、130%から設定することができます。目標値を設定しないことも可能です。
- ・ 契約日より1年経過以後、目標達成すると自動的に運用成果を確保します。

(2) 年金原資、死亡保険金100%保証

- ・ 目標を達成できなくても、契約日より10年経過以後、年金をお受取りいただけます。
- ・ 運用実績にかかわらず、年金原資として一時払保険料(基本保険金額)の100%を保証します。
- ・ 積立期間中は死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)の100%を保証します。

※商品の概要については、添付の関連資料『「Premium Letter(プレミアムレター)」商品概要』をご参照ください。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

＜この保険のご検討にあたって特にご注意ください事項＞

年金原資の最低保証は、積立期間満了をもって保証されますので、積立期間中に解約した場合、および定額年金に移行した場合には、年金原資の最低保証はありません。そのため、払込まれた保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して5%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中……………保険関係費として、積立金額に対して年率 2.95%/365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575%程度(消費税込)/365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中……………年金管理費として、年金受取金額に対して1%を年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。(遺族年金支払特約による年金も含まれます。)
- 解約時・一部解約時……………契約日から1年未満の解約時・一部解約時に2%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金から控除して払戻金としてお支払いします。

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意ください事項】

- 契約後1年未満で目標達成しても運用成果を確保しません。
- 将来受取る年金額は、年金原資[一般勘定振替額]および年金受取開始日[振替日]の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

※ 「Premium Letter(プレミアムレター)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 目標達成型変額個人年金保険(08)「Premium Letter(プレミアムレター)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

本件に関するお問合せ先

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

営業企画・マーケティング部 水崎 宣博 TEL:03-3279-9238

企画・総務部 佐藤 稔 TEL:03-3279-9276

「Premium Letter(プレミアムレター)」商品概要

目標達成型変額個人年金保険(08)

契約年齢(被保険者の満年齢)	0～70 歳		
保険料払込方法	一時払のみ		
基本保険金額(一時払保険料)	200 万円以上 5 億円以下(1 万円単位)		
積立期間	10 年		
目標値の設定	基本保険金額の 110%、120%、130% ※目標値を設定しないことも可		
特別勘定およびその資産比率	バランス 10 国内株式 5% 外国株式 5% 国内債券 90%		
年金種類	年金種類	年金受取期間(保証期間)	年金受取開始年齢
目標値を設定後、 目標達成した場合	確定年金	10 年	2～81 歳
	※ 第 1 回年金受取日は、目標達成した日の翌日(振替日)を起算日として、その翌年の振替日の 応当日から開始 ※ 振替日から第 1 回年金受取日までの間に、年金受取人が他の年金種類に変更可		
目標値を設定後、 目標達成しなかった場合 または、 目標値を設定しなかった場合	確定年金	5 年、10 年、15 年、20 年	10～80 歳
	保証期間付終身年金	終身(5 年、10 年、15 年)	50～80 歳
	保証期間付夫婦年金	終身(5 年、10 年、15 年)	50～80 歳
	年金総額保証付終身年金	終身	50～80 歳
※ 保証期間付夫婦年金は、契約時には選択不可 ※ 振替日から第 1 回年金受取日までの間に、年金受取人が他の年金種類に変更可			
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の 5%	
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.95%	
	資産運用関係費*	積立金額に対して年率 0.1575%程度(消費税込)	
	年金管理費	年金受取金額に対して 1%	
解約控除率	2%(契約日から 1 年未満の解約・一部解約の場合) ※ 積立期間中に積立金額が目標達成した場合の一括受取には解約控除適用はありません。		
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象		

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。